

福島県環境創造センター売店運営業務公募要領

1 趣旨

福島県環境創造センターは、福島県の環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための総合的な拠点として、平成28年7月に開所しました。

環境創造センターでは、福島県職員等（以下「県職員等」という。）の福利厚生等の向上を目的として、県職員等のニーズに適応した物品等の販売を行う売店の運営事業者（以下「運営事業者」という。）を企画公募により募集します。

次のとおり書類審査型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

2 環境創造センター概要

(1) 所在地

福島県田村郡三春町深作10-2

(2) 施設構成

ア 本館

主に県職員が在席し、環境放射能に係る調査研究等を行う施設です。

イ 研究棟

招致機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人国立環境研究所）が入居し、県と連携・協力の上、環境放射能に係る調査研究等を行う施設です。

ウ 交流棟

展示室等を活用した放射線等に関する学習活動の実施・支援を行う施設です。

(3) 職員等数

環境創造センター勤務職員 200人程度

3 売店運営に関する条件

(1) 設置場所

売店は交流棟内に設置します。詳細は別紙「福島県環境創造センター売店設置図」のとおりです。

(2) 専有面積

16 m²（限度面積であり、提案により面積変更は可能です。）

(3) 営業時間及び営業日

午前10時から午後14時を必須営業時間とします。営業日は平日の交流棟開館日とします。

交流棟休館日は休業とします。（原則月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日））

(4) 運営期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(5) 運営条件

ア 売店運営に係る行政財産使用料は、全額免除する。

イ 管理経費（貸付財産に附帯する電気、水道等の使用料）を負担すること。

ウ 電気、水道等を使用する場合には、使用量を把握するための計量器（子メーター等）を設置すること。

- エ 販売した飲食物、商品等から発生する廃棄物の回収に必要なごみ箱を設置すること。
 - オ 売店の維持のため通常必要とする経費の他、清掃、消毒等の衛生管理、廃棄物処理に係る経費等、売店運営に係るすべての経費は運営事業者の負担とすること。
 - カ 商品の搬入・搬出について環境創造センターと協議を行うこと。
 - キ 退去する場合は環境創造センターと協議の上、原状回復すること。
- (6) 工事等の費用負担等
- ア 売店運営のために行う給排水設備、電気設備の設置工事等、維持管理に要する費用については、運営事業者の負担とする。
 - イ 工事着工前に環境創造センターと施工の協議を行い、承諾を得ること。併せて、消防署等への各種届出書類等を作成し協議を完了すること。
- (7) その他
- 発注者または受注者のいずれかからこの要領に定めのない事項にて契約解除する場合、2ヶ月前までに申告し、発注者及び受注者で協議のうえ決定することとする。

4 参加者条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 平成 30 年度以降、国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）が発注した、同様のイベント企画運営業務を受託した実績を有

すること。

- (8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

5 企画提案書

次の(1)から(6)の事項に関する企画提案書を片面印刷6枚以内で作成すること。

※企画提案書は別紙の「企画提案書様式」を参考に作成してください。

(1) 売店概要

ア 出店コンセプト

環境創造センターの売店として、施設利用者の利便性とニーズに対応した商品構成及びサービス内容を最優先に考えるとともに、混雑緩和、アメニティ効果など出店することによる環境創造センターのメリットなど出店コンセプト全般について記載すること。

イ 出店計画図面（平面図）

商品陳列棚、電気設備、給排水設備の配置計画を平面図により示すこと。

ウ 営業時間

午前10時から午後14時を必須営業時間とします。営業日は平日の交流棟開館日とします。

交流棟休館日は休業とします。（原則月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日））

エ 開店までの全体スケジュール

店舗工事、従業員への研修、関係法令上の届出など開店までに環境創造センター又は運営事業者において必要な準備作業について時系列的にすべて記載すること。

(2) 利用者へのサービス内容

ア 提供する商品の内容

施設利用者が必要とするものとして配慮した商品であることとします。

イ その他のサービス内容

商品の販売の他、施設利用者に対するサービスがあれば積極的に記載してください。

(3) 店舗工事

工事内容、工事期間など工事関連事項について記載すること。

(4) 安定的な売店運営

ア 営業形態

直営方式かフランチャイズ方式かを明示することとし、フランチャイズ方式の場合にはオーナー候補者及びその選定方法について記載すること。

イ 収支計画

1年間の収支計画について記載してください。

ウ スタッフの配置・勤務体制、責任体制

スタッフの採用条件及びスタッフに対する業務遂行上の重要指導事項、勤務体制、責任者への連絡体制、利用者からの苦情に対する処理方法などについて記載すること。

エ 防犯対策

夜間の店舗管理体制、防犯対策について記載すること。

オ 衛生管理

商品の管理方法や清掃など、衛生管理の方法について具体的に記載すること。

カ 商品搬入搬出方法

1日の搬入搬出回数、搬入搬出時の通行車両、施設利用者への配慮などを記載すること。

キ 廃棄物管理・搬出方法

廃棄物の収集、保管等管理方法について記載するとともに、搬出の方法についても記載すること。

(5) 企画提案者概要

設立・創業、所在地、代表者職氏名、社員数、事業内容を記載すること。（パンフレット等の提出で代えることも可能です。）

(6) その他

その他、アピール事項等について記載してください。

6 関係書類の入手方法

本要領及び各様式については、福島県ホームページ（※）からダウンロードして入手してください。

なお、環境創造センターの窓口、郵送等での配付は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

7 応募申込書の提出

本企画公募に応募する意思のある者は、「福島県環境創造センター売店運営業務公募に係る応募申込書」（様式第2号以下「応募申込書」という。）及び企画提案書と、(2)の書類を添付して提出してください。

(1) 提出期間

令和7年1月27日（月）8時30分から令和7年2月17日（月）17時15分まで（必着）

(2) 添付書類

ア 法人等概要書（様式第3号）

イ 参加者関係書類

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の参加者の財務の状況を明らかにすることができる書類

(ウ) 法人税納税証明書及び福島県税納税証明書

(3) 提出部数

・企画提案書 5部（正本1部、副本4部）

・応募申込書、アとイの添付書類 1部（正本1部）

(4) 提出方法等

A4サイズを基本（A3折込可）としてください。

郵送又は持参により「13 問合せ先等」に提出してください。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとします。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 応募申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、参加者又はその役員が刑法に定める容疑により起訴又は逮捕された場合
 - カ 本要領に違反すると認められる場合
 - キ その他、福島県の担当者が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
- 1 者が複数の企画提案書等の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
- 企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 費用負担
- 企画公募に要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
- ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された企画提案書等は返却しません。
 - エ 提出された企画提案書等は、運営事業者の選考以外の目的で、提出者に無断で使用しません。
 - オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期間
- 令和7年1月27日（月）から令和7年2月17日（月）17時15分まで（必着）
- (2) 提出方法
- 質問書（様式第1号）により、「12 問合せ先等」に電子メール又はFAXで提出してください。
- また、質問書の件名は「福島県環境創造センター売店運営業務公募に関する質問」とし、電子メール又はFAXとも電話にて送付した旨お知らせください。
- なお、電話による質問の受付は行いません。
- (3) 回答
- 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県ホームページに随時公表します。（個別の回答は行いません。）

10 企画公募の審査に関する事項

- (1) 審査会（書類審査）
- 書類審査型プロポーザルを令和7年2月21日（金）から令和7年2月27日（木）に

実施する。なお、審査過程は非公開とする。

(2) 審査方法

審査は、別に定める「福島県環境創造センター売店運営業務企画公募審査会設置要綱」及び「福島県環境創造センター売店運営業務企画公募審査会審査要項」により審査すること。

審査会による書類選考により、企画提案書の内容を総合的に評価し、採点します。その結果の総合評価点が最も高かった1者を運営事業候補者に選定します。

(3) 通知等

ア 審査の結果（選定の有無）は、企画公募審査会の参加者全員に通知します。

イ 運営事業候補者として選定されなかった者は、アの通知が到達した日から起算して10日以内に、選定されなかった理由について、書面により説明を求められます。

また、その回答は書面が到達した日から起算して10日以内に書面にて行います。

なお、回答の内容は「請求者の総合評価点並びに運営事業候補者の名称及び総合評価点」とする。

11 主なスケジュール

公告	令和7年1月27日（月）
応募申込書 及び企画提案書提出期間	令和7年1月27日（月）～令和7年2月17日（月）
質問受付期間	令和7年1月27日（月）～令和7年2月10日（月）
参加資格審査結果通知	令和7年2月18日（火）以降
審査会実施	令和7年2月21日（金）～令和7年2月27日（木）（予定）
審査結果通知・公表	令和7年3月3日（月）

12 問合せ先等

本企画公募に係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2

福島県環境創造センター 総務企画部 企画課

電話：0247-61-6129、FAX：0247-61-6119

電子メール：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp